

平成 28 年6月1日から

特殊建築物等の定期報告制度が変わります。

1. 定期報告制度とは？

劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅等は、不特定多数の人々が利用する建築物であり、利用者の安全を確保するため、火災等が発生した場合に、利用者が安全に避難できるように建築されています。

しかし、建築物の維持管理・利用が適切に行われていない場合には、火災等が発生した際に建築物が備えている本来の機能を十分に発揮できず、安全性が低下し、人的被害をもたらす大惨事となる恐れがあります。

近年では、建築物だけでなくエレベーターや遊戯施設の事故が相次いでおり、いずれも定期検査が適切に行われていなかったことで、事故につながった可能性があるとして指摘されています。

そのため、建築基準法第 12 条では、上記の災害、事故等の発生や拡大を未然に防ぐため、専門家による調査又は検査を定期的に受け、結果を特定行政庁に報告するよう義務付けています。

2. 定期報告制度の改正の概要

近年、高齢者等が居住する施設等において、火災等による大きな被害が発生したことを受け、平成 28 年6月1日に施行される建築基準法の一部改正に伴い、特殊建築物(建築基準法第6条第1項に掲げる建築物)で安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物等については、政令(建築基準法施行令第 16 条)により全国一律に定期報告の対象となる建築物等が定められ、それ以外の建築物等については、特定行政庁が指定を行うこととなりました。(裏面参照)

3. 提出先

定期報告は以下の窓口に提出してください。

管内市町	担当名	所在地	電話番号
矢板市、那須烏山市、さくら市、 上三川町、塩谷町、高根沢町、 那須町、那珂川町	栃木県県土整備部建築指導課 審査指導第一担当	宇都宮市戸祭元町 1-25	028-623-2868
真岡市、下野市、益子町、 茂木町、市貝町、芳賀町、 壬生町、野木町	栃木県県土整備部建築指導課 審査指導第二担当		028-623-2873

※次の市は特定行政庁として定期報告の指定をしておりますので、各市役所にてご確認ください。

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市及び那須塩原市※次の市は特定行政庁

栃木県

定期報告の対象となる建築物等

※特定行政庁9市は対象建築物等や報告時期等を別途指定しています。

定期報告の対象建築物等については、下記の定期報告対象建築物等一覧表をご確認ください。なお、建築基準法改正に伴い、表中の①～⑤が新たに定期報告の対象として追加されました。

○定期対象建築物等一覧表

用途		政令及び県細則による指定規模等	報告間隔	報告時期
特殊建築物等	劇場、映画館又は演芸場	・地階若しくはF≧3階 ・A≧200㎡ ・主階が1階にないもので A>100㎡	2年	検査済証の交付を受けた日の属する月から起算して報告間隔を超えない9月 次回以降、報告間隔を超えない9月
	観覧場(屋外観覧場を除く。) 公会堂又は集会場	・地階若しくはF≧3階 ・A≧200㎡		
	病院又は診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)	・地階若しくはF≧3階 ・2階の床面積300㎡以上 (2階に患者の収容施設がある場合)		
	ホテル又は旅館	・地階若しくはF≧3階 ・2階の床面積300㎡以上 ・A≧1,000㎡以上【県細則による指定】		
	①児童福祉施設等 (高齢者等の就寝の用に供するものに限る。)	・地階若しくはF≧3階 ・2階の床面積300㎡以上		
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	・地階若しくはF≧3階 ・2階の床面積500㎡以上 ・A≧3,000㎡以上 【避難階のみの場合は県細則により指定】		
	②下宿、共同住宅、寄宿舍等 (高齢者等の就寝の用に供するものに限る。)	・地階若しくはF≧3階 ・2階の床面積300㎡以上		
	③体育館(学校に付属するものを除く。)	・F≧3階 ・A≧2,000㎡	3年	
④博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・F≧3階 ・A≧2,000㎡			
事務所その他これらに類するもの	・F≧5階かつ A≧1,000㎡ 【県細則による指定】			
防火設備 ⑤	定期報告対象建築物 (県細則指定建築物を含む。)	随時閉鎖式のものが対象 (外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーは除く。)	1年	検査済証の交付を受けた日以降の9月 次回以降毎年9月
	病院、診療所又は高齢者等の就寝の用に供する施設(200㎡以上)			
昇降機等	エレベーター(労働基準法対象のエレベーター及びホームエレベーターを除く。)		1年	検査済証交付月 次回以降毎年、検査済証交付月
	エスカレーター			
	小荷物専用昇降機			
	遊戯施設等(観光用のエレベーター及びエスカレーターを含む。)			

(注意)

- F $\geq$ 3階、F $\geq$ 5階、地階若しくはF $\geq$ 3階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地下若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。
- Aはその用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。(初回免除)